

寄付型クラウドファンディングの 法的構成に関する一考察

小 出 隼 人

目次

- I はじめに
- II 寄付型クラウドファンディングの構造
- III 検討—寄付者、募集者、PF 事業者の法的関係を中心に
- IV おわりに

I はじめに

一 近時の寄付型クラウドファンディングの動向と実務的課題

1. 近時の寄付型クラウドファンディングの動向

クラウドファンディング（以下、「CF」という）とは、「不特定多数の人から、インターネットを通して少額ずつお金を集める仕組み」であり、「クラウド (Crowd)」と、「ファンディング (Funding)」という言葉을合わせて、「群衆から資金調達をする」という意味の名称であると説明される¹⁾。これまでの寄付の手段は、街頭募金等のような直接手渡しにより行われるのが主流であったように思われるが、CF に特化したインターネット上のプラットフォーム（以下、「PF」という）の誕生によって、不特定多数の人々から資金調達が容易となり、近年、国内の CF 市場規模（2018年度）は約2000億円を超えるといわれている²⁾。

1) 板越ジョージ『日本人のためのクラウドファンディング入門』（フォレスト出版、2015）28頁。そのほか、BLP-Network『NPO の法律相談 [改訂新版]』（英知出版、2022）148頁（五十嵐裕美子執筆担当部分）、徳永洋子『非営利団体の資金調達ハンドブック』（時事通信社、2017）111頁、日本ファンドレイジング協会編『寄付白書 2013』（日本ファンドレイジング協会、2013）21頁、224頁等を参照。

CFは一樣ではなく、様々な類型があるものの大きくは寄付型CF、購入型(売買・役務提供型とも呼ばれる)CF、投資・融資型(金融型とも呼ばれる)CFの三つに分けられるようである³⁾。本稿の検討対象である寄付型CFについては後述するが、寄付型CFは、途上国やNPOの活動資金等⁴⁾への寄付を集めるモデルであり、金銭を提供した寄付者に見返りはない⁵⁾。購入型CFは、資金調達者が資金提供者から提供を受けた資金により製品開発等の活動を行い、資金提供者に対しては金銭ではなく、完成した製品やサービス等を提供するモデルである⁶⁾。そして、資金提供者は、資金調達者に資

- 2) 日本ファンドレイジング協会編『寄付白書2021』(日本ファンドレイジング協会、2021)(岸本幸子・藤本貴子執筆担当部分)92頁。
- 3) 日本ファンドレイジング協会編・前掲注1)21-22頁。本稿では大きく3つに分類したが、CFの分類、用語法については論者や文献における表記等によって違いがあり注意が必要である。例えば、投資型については、さらに株式会社CF業者を利用して少額の非上場株式の株主を募る株式方式型、投資家がCF業者を通じて事業者に出資をする集団投資型(主に投資家が匿名組合員、事業者が営業者となる匿名組合が利用される)、不動産の運用による運用益や売買差益を投資家に配分する不動産型といったモデルがある(高山亜希子「クラウドファンディングの各類型と購入型・寄附型クラウドファンディングについての考察」金融法務事情2140号(2020)40-43頁、BLP・Network・前掲注1)149頁(五十嵐裕美子執筆担当部分))。そのほか、有吉尚哉「クラウドファンディングの類型と規制の適用関係」NBL1009号(2013)19-24頁も参照。
- 4) そのほかにも地域活動、研究活動、ものづくり・芸術活動、スポーツ活動、福祉活動といった諸活動のために寄付型CFが利用される(佐藤大吾監修『ぼくらがクラウドファンディングを使う理由』(学芸出版社、2016)24-198頁、READYFOR株式会社「READYFORの取組みについて」消費者庁第38回インターネット消費者取引連絡会(2020)資料3頁(ウェブサイトURL: https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/meeting_materials/assets/internet_committee_201013_0008.pdf、最終閲覧日2025年1月10日)。消費者庁が運営する「インターネット消費者取引連絡会」とは、インターネット取引における消費者の安全・安心の確保のため、関係者間での実務的な連携・協力の強化を目的に立ち上げられた組織であり、連絡会においては、新たなサービスやビジネスモデルの動向、相談事例からうかがえる消費者トラブルの傾向など、インターネット取引をめぐる最近の課題について情報を共有し、対策について議論を行っている(消費者庁「インターネット消費者連絡会について」ウェブサイトURL: https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/policy_coordination/internet_committee/pdf/110722adjustments_1.pdf、最終閲覧日2025年1月10日)。
- 5) 日本ファンドレイジング協会編・前掲注1)21-22頁。しかし後述するように、何らかの「返礼」が予定されている場合も少なくない。
- 6) 高山・前掲注3)40-41頁、有吉・前掲注3)23頁、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「クラウドファンディング(購入型)の動向整理」消費者庁第38回インターネット消費者取引連絡会(2020)資料1・3頁(ウェブサイトURL: https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/meeting_materials/assets/internet_committee_201013_0002.pdf、最終閲覧日2025年1月10日)。

金を拠出した対価として成果物を受領（売買）あるいは、サービスの提供を受ける（役務提供）ことになるといわれる⁷⁾。投資・融資型は、資金提供者に対して金銭的な見返りを前提として資金調達を行うモデルである⁸⁾。こうした CF の類型に応じて、現在は PF を運営する事業者（以下、「PF 事業者」という）も多様である⁹⁾。

2019年の CF 市場の構成比をみると、投資・融資型 CF が全体の約9割を占めており、寄付型 CF は1割程度であるが¹⁰⁾、寄付型 CF の市場規模は年々増加傾向にあるといわれている。例えば、2011年3月に CF に特化した PF として誕生し、日本で最初に CF を名乗ったといわれる「READYFOR 株式会社」で実施された寄付型 CF のプロジェクト数は、2021年3月時点で約8100件、支援者数は約68万人、支援総額は108億円であり拡大をみせている¹¹⁾。近年、NPO 等も寄付型 CF を活用して寄付を集める傾向にあり、寄付型 CF は寄付金獲得の重要な手段¹²⁾ として拡大する傾向にあるといわれている¹³⁾。

7) 有吉・前掲注3) 23頁。

8) 日本ファンドレイジング協会編・前掲注1) 21-22頁。高山・前掲注3) 41-43頁、有吉・前掲注3) 19-23頁も参照。

9) 一般社団法人日本クラウドファンディング協会が公表している、「CF 市場調査報告書」（2021年7月9日）には、CF の類型別に PF 事業者が記載されている（ウェブサイト URL: <http://safe-crowdfunding.jp/wp-content/uploads/2021/07/CrowdFunding-market-report-20210709.pdf>、最終閲覧日2025年1月10日）。日本クラウドファンディング協会とは、CF の運用上の基本的指針やマニュアルを定義づけ、その発展をより安全、安心なものにしていくことを目的とする協会である（ウェブサイト URL: <http://safe-crowdfunding.jp/about/>、最終閲覧日2025年1月10日）。

10) 寄付型 CF は購入型 CF に含まれて構成されていることから、実質的な規模は購入型 CF よりも小さいといえる。一般社団法人日本クラウドファンディング協会「クラウドファンディング市場調査報告書」消費者庁第38回インターネット消費者取引連絡会（2020）資料3-2・2頁（ウェブサイト URL: https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/meeting_materials/assets/internet_committee_201013_0006.pdf、最終閲覧日2025年1月10日）、三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社・前掲注6) 4頁参照。また、2020年の市場規模は501億円であり、2019年に比べ大幅に市場規模が拡大している（一般社団法人日本クラウドファンディング協会・前掲注9) 2頁）。

11) CF サービスを運営する READYFOR 株式会社は、2011年に日本で初めて CF を開始した企業である（株式会社 READYFOR CF ウェブサイト URL: <https://readyfor.jp/>、最終閲覧日2025年1月10日）。日本ファンドレイジング協会編・前掲注1) 23頁も参照。

2. 寄付型 CF の実務的課題

寄付型 CF を活用して寄付を募る募集者¹⁴⁾は、社会問題等を解決するための資金を容易に調達することができ、自身の活動や、社会問題を多くの人に周知することができる¹⁵⁾。対して、寄付者¹⁶⁾は、社会的意義のある寄付型 CF のプロジェクト¹⁷⁾に金銭的支援という形で容易に携わることができる¹⁸⁾。さらに、PF を利用することにより、募集者と寄付者の双方がコミュニケーションを取ることも容易にできる。例えば、寄付者は直接募集者に対してプロジェクトに対する質問や想いを伝えることもでき、募集者は活動報告や、お礼等のメッセージを送ることができる¹⁹⁾。このように、PF を介して寄付型 CF を実施することによって、社会問題を解決するための想いを広く社会に呼びかけることができ、多くの寄付者から支援を集めることができるのである。

一方で、寄付型 CF では寄付者、募集者にリスクも存在する。例えば、寄

12) 代表的な PF として、「READYFOR」のほか、「CAMPFIRE」(株式会社 CAMPFIRE が運営)等が挙げられる(ウェブサイト URL: <https://camp-fire.jp/>、最終閲覧日 2025 年 1 月 10 日)。日本ファンドレイジング協会編・前掲注 2) 94 頁も参照。

13) 2017 年度の CF 市場の構成比をみると融資型 CF が全体の 9 割を占めており、寄付型 CF は 1 割にも満たないが、今後の PF の発展に伴い、非営利団体等の寄付金獲得の手段としての利用が大きく見込まれている(日本ファンドレイジング協会編・前掲注 2) 14 頁、92-99 頁)。

14) 一般的に PF 事業者は、自社が用いる利用規約において寄付を募る者のことを「実行者」と呼ぶが、本稿では募集者と呼ぶ。

15) READYFOR 株式会社 CF ウェブサイト (URL: <https://readyfor.jp/crowdfunding/?topbanner>、最終閲覧日 2025 年 1 月 10 日)。

16) 大手寄付型 CF の PF では、寄付型 CF において寄付を行う者のことを支援者と呼ぶ場合があるが、本稿では寄付者と呼ぶ。

17) 寄付型 CF では、募集者が寄付金を募集する際、寄付金を使用して実施する企画のことを「プロジェクト」と呼んでおり、募集者は寄付型 CF を実施する場合、PF 事業者が提供する PF にプロジェクトページを掲載する必要がある。例えば、大手寄付型 CF の PF 事業者である READYFOR 株式会社では、「地域の自然保護のため」、「災害支援のため」等のように寄付募集の目的がプロジェクトという形で掲載されている。READYFOR 株式会社 CF ウェブサイト (URL: <https://readyfor.jp/>、最終閲覧日 2025 年 1 月 10 日) 参照。

18) READYFOR 株式会社 CF ウェブサイト (URL: <https://readyfor.jp/crowdfunding/?topbanner>、最終閲覧日 2025 年 1 月 10 日)。

19) READYFOR 株式会社 CF ウェブサイト (URL: <https://readyfor.jp/crowdfunding/?topbanner>、最終閲覧日 2025 年 1 月 10 日) 参照。

付者のリスクには、本来の目的が実行されることを期待して寄付をしたにもかかわらず、募集者の事情により寄付金が本来の目的通りに使用されない場合が考えられる。さらに、寄付型 CF には基本的には見返りはないが何らかの形で返礼というものがあり、その返礼が当初の予定した返礼ではなかった場合等もリスクとして考えられるであろう²⁰⁾。募集者のリスクには、寄付型 CF により資金調達が達成できたものの、自身が設定したプロジェクトが実行できず、寄付者に対して返金しなければならない場合等が考えられる。

そこで、PF を運営する PF 事業者は寄付型 CF の実行の「場」を提供する者として重要な役割を担うであろうし、寄付型 CF の実施上のリスクを想定し、健全な取引環境を設ける必要があると考えられる。そして、寄付型 CF は資金の流れに関わるサービスでもあるとするならば、そのシステムやオペレーションの安定性を含めて高い信頼性が求められ、安心して安全な寄付型 CF のサービスをどのような形で提供するかは実務的課題の一つであるといわれている²¹⁾。

二 本稿の問題意識と検討対象

それでは実際に、寄付型 CF のサービスを提供する PF 事業者はどのようなリスクを想定し、取引環境を設けているのだろうか。例えば、前述の寄付型 CF の PF を運営する大手 PF 事業者である「READYFOR 株式会社」では、寄付型 CF におけるリスクとして、次のようなものを挙げ、周知している。すなわち、(1)「サービスルールの明確性」、(2)「支援金の取扱い」、(3)「プロジェクトページ」、(4)「実行者によるプロジェクトの実行、リターンの提供」、(5)「詐欺、マネーロンダリング等の不正利用」である²²⁾。そして、各リスクに

20) READYFOR 株式会社の CF ウェブサイトでは、プロジェクトが成立し、募集者が寄付金を調達しても、不測の事態、災害等の避けられない理由により、寄付金を本来の用途で使用できない場合があり、寄付者は寄付をする際にプロジェクトの実行性や募集者の信頼性について見極める必要があるとする (URL: <https://readyfor.jp/crowdfunding/?topbanner>, 最終閲覧日2025年1月10日)。

21) READYFOR 株式会社・前掲注4) 10頁。

22) READYFOR 株式会社・前掲注4) 11-18頁。

については、独自に対策を用意しており²³⁾、健全な取引環境の整備に努めているようである。

しかしながら、独立行政法人国民生活センターに寄せられている相談事例をみると、いずれも購入型CFであるが、「リターンが提供されなかった」、「期待していた商品とは異なっていた」、「プロジェクトの実行者（筆者注：募集者）とトラブルが発生した場合、連絡が取れなくなった」、「PFがプロジェクトの実行者とのトラブルに介入してくれなかった」等の相談事例²⁴⁾があり、こうした相談事例は寄付型CFにおいても共通するものと考えられる（例えば、寄付型CFにおいても寄付を行った後、募集者は寄付の目的に従いプロジェクトを実行しなければならず、寄付者に対して何らかの返礼を行う場合もある）。加えて、寄付型CFにおいて寄付者は、プロジェクトの実現性、リターン提供の遅延、詐欺のおそれ等の不安を感じており²⁵⁾、寄付型CFの実施上のルールをあまり理解しないまま支援を行っているようでもある。例えば、三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社が実施したアンケート調査では、寄付者が支援を行うとき「プロジェクト紹介ページを全て読んでいる」のは30.2%、「CF事業者の利用規約を確認している」のは12.9%であった²⁶⁾。前述のように寄付型CFのPFを運営するPF事業者は独自に対策を用意しているが、依然として寄付型CFにはリスクが潜んでおり、こ

23) READYFOR 株式会社・前掲注4) 11-18頁では次のような対策が記載されている。寄付者と募集者の権利義務関係の明確化を意図した利用規約の策定、ガイドライン・ヘルプページの充実によるルールの明確化、寄付金の分別管理、寄付金の取扱いに関するルールの策定、募集者に対しプロジェクトページを正確かつ真実に作成する義務を課す、プロジェクトページの表現に関する審査、プロジェクト・リターンの適法性、実現可能性の審査、募集者の本人確認等々。

24) 独立行政法人国民生活センター「見守り新鮮情報」第426号（2022）（ウェブサイト URL: <https://www.kokusen.go.jp/mimamori/pdf/shinsen426.pdf>、最終閲覧日2025年1月10日）。さらに、独立行政法人国民生活センターのウェブサイト（消費者トラブルFAQ）においてもCFに関する相談事例が掲載されている（ウェブサイト URL: https://www.faq.kokusen.go.jp/category/show/84?site_domain=default、最終閲覧日2025年1月10日）。

25) 三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社・前掲注6) 22-25頁によれば、購入型・寄付型CFにおいて寄付者は、支援額、支援した資金（寄付金等）の使用用途やリターンの提供される時期に関心を多く寄せており、一方で、プロジェクトの実現性やリターンの提供遅延について不安を感じる傾向にあると報告されている。

26) 三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社・前掲注6) 20頁、22頁。

したリスクの存在は法的紛争に発展する可能性もあるであろう。そして、寄付型 CF に関して法的紛争が多発する事態となれば、寄付者の寄付行動は萎縮し、発展しつつある寄付型 CF 市場の停滞を招きかねない。

以上のような寄付型 CF の実務的課題が生じる要因の一つには、寄付型 CF に関わる寄付者、募集者、PF 事業者の三者の法的関係をどのように解するかが定まっておらず、寄付型 CF に関する法的構成についての検討の不十分さにあると考えられる。そこで、本稿は、寄付型 CF の構造を把握した上で、寄付者・募集者、寄付者・PF 事業者、募集者・PF 事業者のそれぞれの関係はどのように法的に構成されるのか、といった問題意識の下、寄付者、募集者、PF 事業者の三者の契約関係の分析を行いながら、寄付型 CF の法的構成について検討するものである²⁷⁾。本研究によって、寄付型 CF に関する法的な規範をより明確にすることができ、法的紛争を未然に防ぐことにも寄与することができると考えられ、また、法的に安定した状態で寄付型 CF が実行されることは、CF 市場の醸成に繋がり、今後の日本の寄付文化の発展にもつながるとも考えられる。

三 本稿の構成

最初に本稿では寄付型 CF の構造について、募集者・寄付者の視点から確認し、その上で PF 事業者の役割や取り組みについて確認する。寄付型 CF に関しては近年多様な PF を運営する事業者が存在するが、前述の日本で最初に寄付型 CF の PF を運営する事業者として誕生した「READYFOR 株式会社」の CF ウェブサイト²⁸⁾を参考にし、そこで設けられている利用規約にも着目しながら整理していきたい²⁹⁾（本稿目次Ⅱ）。次に、寄付型 CF の法的構成について検討するが、具体的には利用規約に基づき形成される寄付

27) もっとも、先行研究は少なからずみられており、本稿の問題意識も先行研究に負うところが大い。主な先行研究として、河上正二「クラウドファンディングと信託（覚書）」水野紀子編『信託の理論と現代的展開』（商事法務、2014）41-63頁、福士信太郎「クラウド・ファンディングにおける信託の活用について」信託法研究39号（2014）3-24頁、久保田隆＝稲村有人「寄付型・購入型クラウドファンディングの法的課題」国際商事法務第45巻3号（通巻657号）（2017）422-426頁、有吉・前掲注3）15-24頁、高山・前掲注3）40-47頁等を参照。

者と募集者との間の支援契約、寄付者とPF事業者との間の利用契約、募集者とPF事業者との間の利用契約の三つの契約内容について検討を行うこととしたい(本稿目次Ⅲ)。そして最後に、今後の課題として、近年活発に議論されているPF事業者の民事責任についてその議論状況を概観しつつ、寄付型CFにおけるPF事業者の民事責任について述べることにしたい(本稿目次Ⅳ)。

Ⅱ 寄付型クラウドファンディングの構造

最初に、CFの一般的な内容、寄付型CFの具体的な実施方式について簡単に述べることにする。CFをより詳細に説明するのであれば、CFとは「インターネット上で公開した資金募集案件に対して投資者や寄付金を募る仕組みであり、支援金で開発した商品・サービスの事前購入や、寄付先から進捗報告等の受領が可能になる³⁰⁾」ものと一般的に説明される。前述のとおり、CFには三つの種類があるが、寄付型CFは、公益的な活動を行なっている団体等が、社会問題の解決を主な目的³¹⁾として寄付者から「寄付金」を集

28) 前述のとおり、CFサービスを運営するREADYFOR株式会社は、2011年に日本で初めてCFを開始した企業である。2021年3月時点で寄付型CFの総支援額は108億円に達し、総プロジェクト数は約8100件を扱っていることから国内有数の寄付型CFサービスを提供する企業であるといえる。

29) PF事業者が設ける利用規約を中心とした検討の必要性については、千葉恵美子「電子商取引をめぐる取引環境の変化と今後の消費者法制の課題—デジタル・プラットフォーム型ビジネスと取引法」消費者法研究第5号(2018)82頁、101頁を参考にしている。

30) 消費者庁「平成29年版消費者白書」(2017)74頁(消費者庁ウェブサイトURL:https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_research/white_paper/assets/2017_whitepaper_all_210802.pdf、最終閲覧日2025年1月10日)。三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社・前掲注6)3頁も参照。

31) 募集者が設定する主な目的には、国際協力(人道支援、教育支援、収入向上、平和活動等)、子ども(社会的養護、シングルマザー、教育支援等)、福祉(生活困窮者、障害者支援、高齢者介護、患者会等)、災害(緊急支援、復旧復興活動、防災等)、人権/アドボガシー(LGBTQ、ジェンダー、裁判費用等)、助成原資/中間支援(助成財団、基金運営、奨学金、コミュニティ構築等)、動物保護(保護運営費、施設設備費、医療費)、野生生物保護(希少動物・野生動物保護)、動物園(動物園・水族館、自然公園)等である。READYFOR株式会社CFウェブサイト参照(URL:<https://readyfor.jp/apply/social/>、最終閲覧日2025年1月10日)。

めるものであり、寄付者へのリターンはお礼の手紙や軽微な返礼品が一般的である³²⁾。つまり、寄付型 CF では、寄付者と募集者との間で経済的な対価は発生せず、対価関係は存在しないのである。

寄付型 CF の具体的な実施方式については、All or Nothing 方式と All In 方式が一般的である³³⁾。All or Nothing 方式とは、期間内に目標金額を達成した場合にのみ、募集者は支援金を得ることができるものであり、目標金額を達成できなかった場合には、募集者は支援金を得ることができず、寄付者による支援はキャンセルされて返金されるものである（目標金額を達成した場合、プロジェクトは実施しなければならない）。All In 方式とは、期間内に目標金額が未達成でも、実行者は支援金を得ることができるというものである（目標金額を達成した場合、プロジェクトは実施しなければならない）³⁴⁾。

そして以下では、前述した寄付型 CF の大手 PF 事業者である「READYFOR 株式会社」の CF ウェブサイトを参考にし、そこで設けられている利用規約にも着目しながら寄付型 CF の構造を整理していくこととする。具体的には募集者、寄付者の視点からそれぞれ寄付型 CF の流れについて確認し、その上で、PF 事業者の役割や取り組みについてみていくこととしたい。

一 募集者側からみた寄付型 CF の流れ³⁵⁾

募集者は寄付型 CF サービスを利用するためには、PF 事業者が運営する PF において登録手続³⁶⁾が必要となる。登録手続を完了した後、募集者は

32) READYFOR 株式会社 CF ウェブサイト参照 (URL:<https://readyfor.jp/apply/social/>、最終閲覧日2025年1月10日)。

33) READYFOR 株式会社 CF ウェブサイト参照 (URL:<https://readyfor.jp/crowdfunding/?topbanner>、最終閲覧日2025年1月10日)。

34) READYFOR 株式会社において All In 方式を用いる場合、自治体、大学、公益法人（公益社団法人、公益財団法人）、認定 NPO、上場企業等が利用可能であるとする（ウェブサイト URL:<https://readyfor.jp/crowdfunding/?topbanner>、最終閲覧日2025年1月10日）。

35) 募集者側の寄付型 CF の流れにつき READYFOR 株式会社 CF ウェブサイト (URL:<https://readyfor.jp/crowdfunding/?topbanner>、最終閲覧日2025年1月10日)、三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社・前掲注6) 5-7頁参照。

PF上でプロジェクトの申請をPF事業者に行い、PF事業者はそのプロジェクトの掲載について審査を行う。審査が通過すれば、募集者はプロジェクトの作成・掲載準備を行い、リターンの設定を行うことができる。プロジェクトの掲載準備が終了すれば、PF事業者の確認を経て、募集者はPF上でプロジェクトを公開し、寄付金の募集が始まる。

そして、プロジェクトページを閲覧した不特定多数の個人が寄付の申込みを行い、募集期間内に目標金額が達成すれば募集者は寄付金を受領することができ³⁷⁾、プロジェクトの実施へ移ることとなる。その際、募集者にはPF事業者に対する所定のCF実施手数料が発生し、寄付金の総額から実施手数料が差し引かれる³⁸⁾。その後、募集者はプロジェクトの進捗状況等を支援者に適宜報告する必要がある、募集者が約束したリターンを寄付者に提供する必要がある。

36) READYFOR 株式会社利用規約第2条2項では、「ユーザーが実行者としてクラウドファンディングを実施し、又は支援者としてクラウドファンディングに対して支援を行うためには、ユーザー登録を完了する必要」があるとする(READYFOR 株式会社利用規約ウェブサイト URL: https://legal.readyfor.jp/guidelines/terms_of_service_index/terms_of_service/、最終閲覧日2025年1月10日)。中田邦博「消費者視点からみたデジタルプラットフォーム事業者の法的責任」現代消費者法48号(2020)28-29頁も参照。

37) 寄付金の引渡し方法について、READYFOR 株式会社利用規約第22条1項では、「実行者がRF所定の早期入金オプションを利用した場合その他RF及び実行者が別途合意した場合を除き、RFは、クラウドファンディングが成立した場合、実行者に対し、支援募集期間の満了日の属する月の翌々月10日(銀行休業日の場合は前営業日)までに支援金を引き渡すものとします。なお、実行者及びRFが支援金の引渡先を別途合意した場合、RFは当該引渡先に対して支援金を引き渡すものとします。」と規定されている(READYFOR 株式会社利用規約ウェブサイト URL: https://legal.readyfor.jp/guidelines/terms_of_service_index/terms_of_service/、最終閲覧日2025年1月10日)。

38) READYFOR 利用規約第21条「クラウドファンディングが達成した場合、実行者のRFに対する所定のクラウドファンディング実施手数料(その内容は実行者に適用されるプランを踏まえ、RF及び実行者が書面又は電磁的方法により合意するものとします。)が発生します。なお、実行者及びRFがクラウドファンディング実施手数料の負担者を別途定めた場合はこの限りではありません。」(READYFOR 株式会社利用規約ウェブサイト URL: https://legal.readyfor.jp/guidelines/terms_of_service_index/terms_of_service/、最終閲覧日2025年1月10日)。

二 寄付者側からみた寄付型 CF の流れ³⁹⁾

寄付者においても寄付型 CF を利用するためには、PF 事業者が運営する PF において登録手続が必要となる⁴⁰⁾。登録手続を完了した後、寄付者は PF 上に掲載されているプロジェクトを閲覧し、支援したい先を選択し寄付を行うこととなる⁴¹⁾。その際、寄付者には PF 事業者に対して支援システム利用料が発生する⁴²⁾。All or Nothing 方式の場合、募集期間内に目標金額に達すれば支援の募集が終了し、その後、募集者側からプロジェクト実施の報告を受け、募集者が設定したリターン⁴³⁾を受け取ることができる。All In 方式の場合は、目標金額に達しない場合であっても募集期間が過ぎれば募集者側が設定したリターンを寄付者は受け取ることができる。

三 PF 事業者の役割や取り組みについて

1. PF 事業者の役割⁴⁴⁾

PF 事業者は募集者の申請を受け、申請内容を審査し PF 上に募集者のプ

39) 寄付者側の寄付型 CF の流れにつき READYFOR 株式会社 CF ウェブサイト (URL:<https://readyfor.jp/crowdfunding/?topbanner>、最終閲覧日2025年1月10日)。三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社・前掲注6) 5-7頁参照。

40) 前掲注36) (READYFOR 株式会社利用規約第2条2項)。中田・前掲注36) 28-29頁も参照。

41) 寄付金の決済については、カード決済、銀行振込、コンビニ決済等が一般的である。READYFOR 株式会社利用規約33条～35条参照 (READYFOR 株式会社利用規約ウェブサイト URL: https://legal.readyfor.jp/guidelines/terms_of_service_index/terms_of_service/、最終閲覧日2025年1月10日)。

42) READYFOR 株式会社利用規約第31条「支援者がクラウドファンディング (寄付金控除型クラウドファンディングのうち、支援者がふるさと納税に係る税制上の優遇措置を受けることができるものを除きます。また、プロジェクトページの公開開始が 2022 年 3 月 1 日以降のものに限ります。) に対して支援を行う際には、RF が特別に認める場合を除き、支援者の RF に対する RF 所定の支援者システム利用料が発生します。」(READYFOR 株式会社利用規約ウェブサイト URL:https://legal.readyfor.jp/guidelines/terms_of_service_index/terms_of_service/、最終閲覧日2025年1月10日)。

43) プロジェクトの内容によりリターンは異なり、寄付金の額によってもリターンの内容が異なるようである。例えば、病院が病院施設の防水壁建設のために CF を実施し、寄付者の氏名を公表するというリターンを設定した場合、寄付金の額によって掲載される場所が異なる (病院の広報誌、病院のホームページ、院内等)。実際の寄付型 CF における各プロジェクト・リターンの内容については READYFOR 株式会社 CF ウェブサイトを参照 (ウェブサイト URL:<https://readyfor.jp/#crowdfunding>、最終閲覧日2025年1月10日)。

プロジェクトを掲載しており、寄付者と募集者のそれぞれが寄付型 CF のサービスを利用することができる「場」の提供を行なっている。さらに、募集者に関しては、プロジェクトの公開前、公開中、募集終了後に分けて募集者に対し様々なサービスも提供している。例えば、プロジェクトの公開前には募集者に対して、プロジェクトに関するプランニングや掲載ページの提案、リターンの設計、広報施策の管理・提案等を行なっており、プロジェクトの公開中は、ユーザー（寄付者）への PR、定期的なフィードバック、現状データの共有等も行なっている。そして募集終了後には、募集者とミーティングを行い、データレポートの作成、寄付者対応等のサポートも行なっている。このように PF 事業者は寄付者・募集者が効果的に寄付型 CF を実施できるよう、寄付金の調達に関する PF の提供、寄付金募集の戦略的なプラン作成、実行支援等の幅広いサポートを行なっていることから、重要な役割を担っているといえる。

2. 募集者、寄付者に関するルールの設定（利用規約）、ガイドラインの設定

一般的に寄付型 CF の運営に関し PF 事業者は、自身が設ける利用規約に基づき寄付者・募集者との関係を規律し、寄付者と募集者が寄付型 CF を通じて交流する場や機会を提供している。そこで以下では、PF 事業者が設けている利用規約やガイドラインについて確認していくこととしたい⁴⁵⁾。

(1) PF 事業者の立場と寄付者と募集者との間の支援契約の内容

PF 事業者は、寄付型 CF において寄付者と募集者との間で成立する契約（以下、「支援契約」という）について次のように利用規約で規定している。すなわち、「本 CF サービス上でクラウドファンディングに対する支援が行わ

44) PF 事業者の役割につき、READYFOR 株式会社 CF ウェブサイトを参照 (URL: <https://readyfor.jp/apply/social/>、最終閲覧日 2025 年 1 月 10 日)。

45) 以下で取り上げる READYFOR 株式会社の利用規約やガイドラインについてはウェブサイト参照 (利用規約ウェブサイト URL: https://legal.readyfor.jp/guidelines/terms_of_service_index/terms_of_service/、ガイドラインウェブサイト URL: <https://legal.readyfor.jp/guidelines/>、最終閲覧日 2025 年 1 月 10 日)。

れた場合、本規約の定めに従って実行者（筆者注：募集者）と支援者（筆者注：寄付者）との間で支援契約が成立」と規定している⁴⁶⁾。ここでの支援契約の内容は、寄付者は利用規約に基づき募集者に対して支援金（寄付金）を支払う義務を負い、募集者は寄付者に対して、プロジェクトページの内容に従いプロジェクトを実行し、支援金を使用し、また、リターンを提供する義務を負うというものである⁴⁷⁾。そして、「支援契約に基づく権利の行使及び義務の履行は、支援者及び実行者がそれぞれ自己の責任と費用の負担において行うもの」とし、「支援者は、プロジェクトの実行、支援金の使用、リターンの提供その他の支援契約に関する事項については、本 CF サービスのメッセージ機能を利用する方法その他の方法により直接実行者に一次的な問合せを行うもの」としていることから、寄付型 CF が実行されるか否かについては、原則、寄付者・募集者の自己責任にかかっていることがわかる⁴⁸⁾。

さらに、PF 事業者は「支援契約の当事者となるものではなく、支援契約に基づく義務（プロジェクトの実行やリターンの提供を含みます。）及び責任を負わず、また、支援契約に基づく義務が履行されることを保証するものではない」とし、「支援契約に起因又は関連して紛争（プロジェクトの実行又はリターンの提供の遅延を含みます。）が発生した場合」であっても、PF 事業者は「その解決のためのあっせん、調停、仲裁その他の紛争解決の手段を講じる義務及び責任（本 CF サービスのシステム上で支援をキャンセルする義務及び責任を含みます。）を負うものではない」とする免責条項を規定しており、寄付型 CF の実施にかかわる何らかのトラブルが生じた場合、PF 事業者は責任を負うものではないという立場にある⁴⁹⁾。

46) READYFOR 株式会社利用規約第3条（支援契約及び RF の立場）1項参照。

47) READYFOR 株式会社利用規約第3条（支援契約及び RF の立場）1項、2項参照。

48) READYFOR 株式会社利用規約第3条（支援契約及び RF の立場）3項参照。

49) READYFOR 株式会社利用規約第3条（支援契約及び RF の立場）4項、5項参照。そのほかの免責条項として、PF 事業者は、自社の CF サービス上で実施された寄付型 CF について、プロジェクトページの記載情報の正確性・実効性、支援金を使用されること、リターンが確実に提供されること等を含む一切の事項について何らの表明及び保証を行うものでないとするものがある（READYFOR 株式会社利用規約第36条〔免責等〕参照）。

(2) 利用規約に基づく募集者に関するルールの設定

PF事業者は利用規約において、募集者に関するルールを規定しており、募集者はPF事業者に対して種々の義務を負うことが明記されている。例えば、寄付型CFが成立した場合に、募集者は、寄付者及びPF事業者に対し、プロジェクトページの内容に従ってプロジェクトを実行すること、プロジェクトページの内容に従って寄付金(目標金額を超えて行われた支援分を含む)を使用すること、プロジェクトページの内容に従って寄付者に対してリターンを提供すること等の義務を利用規約において定めている⁵⁰⁾。そして、募集者は、プロジェクトの実行や、リターンの提供に関する等の義務のいずれかを履行せず、又は履行できないおそれが生じた場合、直ちにPF事業者に対してその旨を通知するものとし、PF事業者との間で対応を誠実に協議するものとする⁵¹⁾。さらに、プロジェクトの経過、支援金の使途に関する説明等も利用規約に基づき募集者に要求している⁵²⁾。

そのほかにも、PF事業者の判断により、募集者がプロジェクトページの内容に従いプロジェクトを実行できない、寄付金を使用することができない、リターンが提供されない等といった具体的なおそれが生じた場合は、PF事業者は、募集者に対して寄付者等への説明の要請・実施のほか、寄付型CFの停止、寄付金引渡しの留保、寄付金の返金要請等の措置を取ることができる⁵³⁾。

(3) 利用規約に基づく寄付者に関するルールの設定

PF事業者は自身が設定する利用規約において、募集者に関するルールと同様に、寄付者に関するルールも規定している。ここで重要となるのは、寄付型CFにおけるリスクは寄付者自身が負うものであり、募集者のプロジェ

50) READYFOR 株式会社利用規約第17条(プロジェクトの実行及びリターンの提供) 1項参照。

51) READYFOR 株式会社利用規約第17条(プロジェクトの実行及びリターンの提供) 2項参照。

52) READYFOR 株式会社利用規約第18条(終了報告及びリターンの提供報告等) 1項参照。

53) READYFOR 株式会社利用規約第20条(契約違反又はそのおそれがある場合の措置) 1項2項参照。

クトの実行・リターンの提供の有無について PF 事業者は責任を一切負うことはないという免責条項の存在である。例えば、「支援者（筆者注：寄付者）は、プロジェクトページの内容を十分に理解し、かつ、将来のプロジェクトの実行やリターンの提供が一定のリスク、不確実性を伴うことを理解した上で、自己責任でクラウドファンディングに対する支援を行うもの⁵⁴⁾」としており、募集者のプロジェクトが達成できるか否か、リターンが提供されるか否かのリスクは寄付者が負うという内容である。

そして、PF 事業者は、「支援契約の当事者となるものではなく、支援契約に基づく義務（プロジェクトの実行やリターンの提供を含みます。）及び責任を負わず、また、支援契約に基づく義務が履行されることを保証するもの⁵⁵⁾」ないということから、寄付者と募集者との間の支援契約に関して、PF 事業者は契約当事者ではなく、あくまで寄付型 CF の機会を提供する「場」としての役割を有するので寄付型 CF の実現性（プロジェクトの達成、リターン提供等）については保証するという立場にはないことがここでも確認される。

（4）PF 事業者によるガイドラインの設定

寄付型 CF の実施に際して、寄付者、募集者、PF 事業者の三者は、PF 事業者が設定する利用規約に基づき規律されるが、さらに PF 事業者は募集者の適格性、資金使途の適格性、活動の適法性、寄付募集ページ作成の際の留意事項、支援金・寄付金を充てる活動の実現性や継続可能性の説明、設定できないリターン、資金使途の説明、ユーザー間のトラブル等について以下でみるようなガイドラインを公表している。

① 実行者・寄付募集者の適格性について

PF 事業者は募集者の申請についてその適格性について審査を行っており、未然に不適切な取引がないよう努めている⁵⁶⁾。例えば、PF 事業者は、支援・

54) READYFOR 株式会社利用規約第30条（支援時の留意事項）1項参照。

55) READYFOR 株式会社利用規約第30条（支援時の留意事項）2項参照。

寄付募集の際に示した資金使途に従って支援金を使用しない(又はできない)おそれがあると認められる者や寄付者との間で成立する契約上の義務に違反するおそれがあると認められる者等⁵⁷⁾に該当する場合、PF事業者が提供する寄付型CFに関するサービスの利用を認めていない。

② 資金使途の適格性について

PF事業者は、「資金使途の当否・優劣・善悪を判断する立場にはない」とするものの、寄付型CFサービス等を提供する事業者としての社会的責任を認識し、法令や公表されているガイドライン、社会規範などを参照して審査基準を定めて審査を行うとしている⁵⁸⁾。そして、PF事業者が支援・寄付募集の申込みを受けた場合であっても、その資金使途が法令違反等⁵⁹⁾に該当する場合、寄付型CFに関するサービスの利用を認めていない。

③ 活動の適法性について

PF事業者は、寄付金を充てる活動が医療行為、弁護士活動、政治活動、金融サービス、人材紹介・派遣等⁶⁰⁾に該当する場合、「適法性に関する実行者・寄付募集者の見解や関連資料(所轄官庁の回答、弁護士の意見など)の

56) 例えば、適格性の審査についてガイドラインには次のような記載がある。「当社は、支援・寄付の募集の申込を受けた場合、実行者や寄付募集者として不適切でないかを調査いたします。この調査は当社所定の方法・基準に基づき行われ、新聞記事、インターネット、各種データベース等を参照するほか、当社から申込者に対し、過去のご経歴、賞罰歴等に関してお問合せさせて頂く場合があります。」。READYFOR 株式会社ガイドライン「実行者・寄付募集者の適格性」(ウェブサイト URL: <https://legal.readyfor.jp/guidelines/owner/qualification/>、最終閲覧日2025年1月10日) 参照。

57) その他の該当事項についてはREADYFOR株式会社ガイドライン・前掲注56)(実行者・寄付募集者の適格性) 参照。

58) READYFOR 株式会社ガイドライン「資金使途の適格性」(ウェブサイト URL: <https://legal.readyfor.jp/guidelines/project/qualification/>、最終閲覧日2025年1月10日) 参照。なお、審査基準については、社会情勢や社会通念の変化も踏まえて不断に審査基準の見直しを行うとする。

59) その他の該当事項についてはREADYFOR株式会社ガイドライン・前掲注58)(資金使途の適格性) 参照。

60) READYFOR 株式会社ガイドライン「活動の適法性に関する資料の提出について」(ウェブサイト URL: https://legal.readyfor.jp/guidelines/project/document_submission/、最終閲覧日2025年1月10日) 参照。

提出を求める場合がある」とする。その上で、PF事業者の判断で寄付型CFに関するサービスの利用を認めない（または利用に際して条件を付加する）場合があるという。

④ 支援・寄付の募集ページ作成時の留意事項について

募集者は、支援・寄付募集に際し、事実と合致する内容のみを記載するものとし、事実と反する内容や、支援者その他のユーザーが誤解を招くおそれのある内容を記載してはならないものとする⁶¹⁾。

⑤ 募集者の活動の実現性や継続可能性の説明について

寄付募集を行うに際しては、寄付金を充てる活動の実現可能性や継続可能性について誤解を招かないように必要な説明を行う必要があるとし、活動の実現可能性や継続可能性について疑義が存在する場合には、必要な説明を求めるとする⁶²⁾。説明が必要な事項については、資金調達、活動の実行能力、活動の協力者、活動場所、資格・許認可等、権利者の許諾、関係者の了承、運営主体の財務状況等、多岐に渡っている⁶³⁾。そのほか、屋外の活動で天候により中止せざるを得ない可能性がある場合、イベント等を行う場合で公衆衛生上の理由で活動を中止せざるを得ない可能性がある場合、中止となった場合の寄付金の取扱いの明確化のため、中止した場合の代替措置や、中止した場合の返金の有無について必要な説明を募集者に求めている⁶⁴⁾。

61) READYFOR 株式会社ガイドライン「支援・寄付の募集ページ作成時の留意事項」（ウェブサイト URL: https://legal.readyfor.jp/guidelines/launching_project/note/、最終閲覧日2025年1月10日）参照。

62) READYFOR 株式会社ガイドライン「支援金・寄付金を充てる活動の実現可能性や継続可能性の説明について」（ウェブサイト URL: https://legal.readyfor.jp/guidelines/launching_project/feasibility/、最終閲覧日2025年1月10日）参照。

63) そのほか、支援・寄付の募集に際して実現可能性や継続可能性について説明を行っていたとしても、これにより直ちに活動を中止した場合の支援金・寄付金の返金義務を免れるとは限らないとする（READYFOR 株式会社ガイドライン・前掲注62）（支援金・寄付金を充てる活動の実現可能性や継続可能性の説明について）参照。

64) READYFOR 株式会社ガイドライン・前掲注62）（支援金・寄付金を充てる活動の実現可能性や継続可能性の説明について）参照。

⑥ 設定できないリターンについて

PF事業者が特別に認める場合を除き、金券、ギフト券、金融商品、暗号資産、土地・建物等に該当するリターンを募集者に認めていない⁶⁵⁾。リターンを提供するために法令上の資格、許認可等が必要と考えられる場合は、実行者・寄付募集者に対して法令上の取扱いに関する実行者・募集者の見解又は関連資料（所轄官庁の回答、弁護士の意見など）の提出を求めるとし、PF事業者の判断でリターンの設定を認めない可能性があるとする⁶⁶⁾。

そのほか、募集者と寄付者との間のリターンの設定に関し未然にトラブルを防ぐため、できる限り寄付者が取引内容を明確に把握できるリターンの設定を募集者に求めており、リターンの価額以外に、支援者に費用負担等が発生するリターン、権利行使の制限、条件等が複雑なリターン、権利行使の期限が極端に長期わたるリターン等は避けるようガイドラインに記載されている⁶⁷⁾。

⑦ 資金使途の説明について⁶⁸⁾

募集者に対して実行者・寄付募集者は、支援・寄付を募集するに際し、支援金や寄付金の使途に関して必要な説明を行い、これに従って支援金・寄付金を使用することを求めている。CFの目標金額を超えて集まった支援金の使途など、一定の基準を超えて支援金・寄付金が集まった場合の資金使途も説明することが可能であるとする。

65) その他の設定できないリターンについてはREADYFOR株式会社ガイドライン「リターン・特定の設定について」（ウェブサイト URL: https://legal.readyfor.jp/guidelines/launching_project/reward/、最終閲覧日2025年1月10日）参照。

66) READYFOR 株式会社ガイドライン・前掲注65)（リターン・特定の設定について）参照。

67) READYFOR 株式会社ガイドライン・前掲注65)（リターン・特定の設定について）参照。

68) READYFOR 株式会社ガイドライン「資金使途の説明について」（ウェブサイト URL: https://legal.readyfor.jp/guidelines/launching_project/use_of_funds/、最終閲覧日2025年1月10日）参照。

⑧ ユーザー間のトラブルについて

CF に対する支援が行われた場合に成立するユーザー間（寄付者と募集者との間の支援契約）の契約は、「実行者（筆者注：募集者）がクラウドファンディングページの内容に従って、プロジェクトを実行すること、支援金を使用すること、及び、リターンを提供することを主な内容とする実行者及び支援者（筆者注：寄付者）の間の契約」であると明記しており、PF 事業者は支援契約の当事者ではなく、PF 事業者において「支援者（筆者注：寄付者）に対してリターンを提供する義務などを負うもの」でもないとする⁶⁹⁾。そして、ユーザー間トラブルについても、第一義的には、募集者・寄付者間の協議等により解決されるべきものと考えていることから、PF 事業者は寄付者と募集者が寄付型 CF のサービスを利用するための「場」の提供に終始するものであることがうかがわれる。

一方で PF 事業者は、本サービスの提供に際して、本サービスの健全性及び安全性を重視しているとする。すなわち、ユーザー間トラブルの生じた原因次第では、ユーザー間トラブルについて当社が一定の役割を果たすことが、当社に対する社会からの要請に応えることでもあると考えているとして、寄付者と募集者との間の寄付型 CF に起因するトラブルについては、PF 事業者は取引の「場」を提供する第三者の立場でありながらも、寄付型 CF のサービスの健全性や安全性を維持する役割を担う姿勢もうかがわれる⁷⁰⁾

69) READYFOR 株式会社ガイドライン「ユーザー間トラブルに関するポリシー」（ウェブサイト URL: <https://legal.readyfor.jp/guidelines/others/trouble/>、最終閲覧日 2025年1月10日）参照。

70) READYFOR 株式会社ガイドライン・前掲注69)（ユーザー間トラブルに関するポリシー）参照。さらにガイドラインには、「実行者や支援者からユーザー間トラブルに関するお問合せを頂いた場合は、事実関係を確認した上でトラブルの解決又は事態の前進のための働きかけを行うなど、社会通念に従って誠実に対応いたします。」との記載がある。

(5) 「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律(令和三年法律第三十二号)」に関するPF事業者の取り組みについて

これまで確認してきたように、PF事業者は利用規約による規律のほか、寄付型CFの運営に関するガイドラインを公表しており、PF上で行われる寄付型CFの安全性や健全性を維持し、円滑に寄付型CFが実施されるように努めているようである。加えて、前述の寄付型CFを運営する大手PF事業者の「READYFOR株式会社」は、近年立法された「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律(令和三年法律第三十二号)」(以下、本法⁷¹⁾という)に基づき⁷²⁾、取引デジタルプラットフォームの提供者として、取引適正化のために各種の措置を講じており、その内容について寄付型CFウェブサイト公表している⁷³⁾。以下では本法の概要(特に第3条)について確認し、PF事業者の取り組み(ガイドライン)について確認していくこととしたい。

① 本法の概要

近年、オンラインモール、オークションサイト等の取引デジタルプラット

71) 本法については、消費者庁ウェブサイト掲載の本法の概要、本法の条文、ガイドライン(消費者庁ウェブサイトURL:https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_transaction/digital_platform/、最終閲覧日2025年1月10日)、石橋勇輝「『取引デジタルプラットフォーム消費者保護法』の概要」国民生活4月号ウェブ版(No.116)(独立行政法人国民生活センター、2022)11-14頁(ウェブサイトURL: https://www.kokusen.go.jp/pdf_dl/wko/wko-202204.pdf、最終閲覧日2025年1月10日)を参照している。そのほか、横本英之＝守屋惇史＝石橋勇輝「『取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律』の概要」現代消費者法52号(2021)70-80頁、後藤巻則「複合的契約関係を問い直すプラットフォーム上の消費者取引におけるプラットフォーム提供者の契約法上の位置づけ」現代消費者法53号(2021)42-45頁、中川丈久「デジタルプラットフォームと消費者取引」ジュリスト1558号(2021)40-46頁、岡田淳＝中野玲也＝古市啓＝羽深宏樹編『プラットフォームビジネスの法務[第2版]』(商事法務、2022)312-319頁、千葉恵美子「『取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律』の意義と課題」同編『デジタル社会の進展と法のデザイン』(商事法務、2023)336-352頁、芦野訓和「デジタルプラットフォームの法的構造と提供者の法的責任」日本法学第88巻第4号(2023)50-53頁、鄭志晶「デジタルプラットフォーム事業者の民事責任に関する日中比較－消費者取引に関わって－」立命館法政論集第21号(2023)50-54頁も参照。

フォーム（以下、「取引 DPF」という）を利用した取引の場はその利便性から急速に拡大しており、我々の日常生活において必要不可欠なものとなっているが、取引 DPF を利用した取引においては、売主の参入が容易となり、売買に関するトラブルも多く発生している。この点、取引 DPF には、販売業者等の数や取引量が加速度的に増加し得るという特性があり、良質ではない販売業者等が紛れ込みやすくなる構造的問題が生じており、取引 DPF を提供する事業者による取引秩序の維持のための取り組みも必要となっていると指摘されている⁷⁴⁾。そこで本法は、オンラインモール等の取引 DPF⁷⁵⁾ において、危険な商品の流通や販売業者が特定できず紛争解決が困難になるという問題に対応するため、通信販売取引の適正化及び紛争解決の促進に関し、取引 DPF 提供者の協力を確保し、消費者の利益の保護を図ることを目的とする法律である説明される⁷⁶⁾。

本法の内容をみても、例えば、取引 DPF を利用したインターネット通販のトラブルにおいて、消費者が販売業者の所在地や電話番号が虚偽の記載で問い合わせができない場合に、消費者が取引 DPF 事業者に対して販売業者等⁷⁷⁾ の情報の開示請求権（本法第5条）等を認めている。そして、取引 DPF 事業者は取引の当事者ではなく、あくまで取引の「場」を提供する者

72) また、本稿では言及していないが、日本におけるデジタルプラットフォームに関する法的規制については、「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」（経済産業省ウェブサイト URL: https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/ec/20220401-1.pdf、最終閲覧日2025年1月10日）や、「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和二年法律第三十八号）」（経済産業省ウェブサイト URL: https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/digitalplatform/transparency.html、最終閲覧日2025年1月10日）。「デジタルプラットフォーム取引透明化法 法律・政令・施行規則等（重要法令シリーズ058）」（信山社、2021）参照）等がある。概要や解説等については、藤井康次郎＝角田龍哉「プラットフォーム事業者側の視点」NBL1545号（2020）33-38頁、別所直哉「プラットフォーム規制とイノベーション」NBL1545号（2020）39-44頁、渡邊涼介＝梅本大祐＝今村敏編『デジタルプラットフォームの法律問題と実務』（青林書院、2021）215-253頁（岡本健太執筆担当部分）、後藤・前掲注71）43頁、岡田ほか編・前掲注71）224-237頁、千葉・前掲注29）336-352頁、芦野・前掲注71）、邸・前掲注71）50-54頁を参照。

73) READYFOR 株式会社ガイドライン「取引デジタルプラットフォーム消費者保護法に関する当社の取り組みについて」（ウェブサイト URL: https://legal.readyfor.jp/guidelines/others/dpf_attempt/、最終閲覧日2025年1月10日）参照。

74) 石橋・前掲注71）11頁。

であるが、多くの販売業者等と消費者の情報を収集することで、取引の「場」としての信用や利便性を高めながら収益を上げる立場であるという認識の下、本法には取引 DPF 事業者についてその提供する「場」における通信販売取引の適正化及び紛争解決の促進に協力すべき責務があるという基本的な考え方があり⁷⁵⁾、前述の消費者の開示請求権のほか、取引 DPF 提供者の努力義務(本法第3条)、取引 DPF の利用の停止等に係る要請(本法第4条)、官民協議会の組織(本法第6条～9条)や申出制度(本法第10条)も定めている⁷⁹⁾。

前述してきたように、寄付型 CF の運営を行う PF 事業者は寄付者と募集者が円滑に寄付型 CF のサービスを利用することができるよう適切な取引

75) 本法の「取引デジタルプラットフォーム」については、「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公平性の向上に関する法律(令和二年法律第三十八号)」2条1項(前掲注・72)参照)の「デジタルプラットフォーム」(デジタル技術を用い、商品等提供利用者と一般利用者をつなぐ場(多面市場)を提供すること、インターネットを通じて提供している、ネットワーク効果を利用したサービスであること)のうち、実質的に通信販売(特定商取引法2条2項)に係る取引の「場」として機能を有しているものをとらえる観点から、契約の申込みの「場」となる取引 DPF(本法2条1項1号。例えば、大半のオンラインモール、シェアリングエコノミー等)や、「オークションサイト」(本法2条1項2号)を対象としていると説明されている(石橋・前掲注71) 12頁。横本＝守屋＝石橋・前掲注71) 71-72頁参照)。本法における取引 DPF の定義に照らせば、購入型 CF を運営する PF 事業者は本法における取引 DPF に該当し、寄付型 CF の場合は該当しないと考えられる(岡田ほか編・前掲注71) 313-314頁)、本稿でこれまで参考にしてきた READYFOR 株式会社は、独自に公表しているガイドラインにおいて「支援・寄付に関するトラブルを可能な限り防止するとともに、万一トラブルになってしまった場合も当社がそのスムーズな解決のため社会的に期待される役割を果たすことが重要」と述べており、特に本法第3条1項に関する取り組みをウェブサイトで公表している(READYFOR 株式会社ガイドライン・前掲注73)(取引デジタルプラットフォーム消費者保護法に関する当社の取り組みについて)参照。

76) 消費者庁「本法の概要」参照(ウェブサイト URL: https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_transaction/digital_platform/assets/consumer_transaction_cms101_240117_01.pdf、最終閲覧日2025年1月10日)。立法背景、経緯等については石橋・前掲注71) 11-12頁、横本＝守屋＝石橋・前掲注71) 70-71頁参照。

77) 本法2条4項の「販売業者等」とは、「販売業者又は役務の提供の事業を営む者」を意味する。事業者該当するか否かについては、営利の意思をもって反復継続して取引を行う者であるかどうかで判断されるようであり、営利の意思の有無は、その者の意思にかかわらず客観的に判断されることになると説明される(石橋・前掲注71) 12頁、横本＝守屋＝石橋・前掲注71) 72-73頁)。

78) 石橋・前掲注71) 11頁、横本＝守屋＝石橋・前掲注71) 71頁。

79) 消費者庁・前掲注76)「本法の概要」参照。

の「場」を構築する必要がある。PF 事業者が設ける利用規約においては、寄付者と募集者との間で締結される支援契約の履行等に対し、PF 事業者は責任を負わない立場ではあるものの、寄付型 CF は PF 事業者が設ける PF に依拠して行われるものであり、健全な寄付型 CF の「場」を維持するため、未然にトラブルを防ぐことや、トラブルが発生した場合の対処について一定程度の役割を担うと考えられる。例えば、PF 事業者は寄付型 CF において何らかのトラブルが発生した場合にどのような措置を講ずるべきなのか、あるいは未然にトラブルを防ぐためにはどのような対策をとるべきなのか、といった対応が求められることになるであろう。この点について、以下でみるように本法3条は、取引 DPF 提供者が取引適正化のための各種措置を講ずるように取引 DPF 提供者の努力義務（本法第3条）を規定していることから参考になると思われ、寄付型 CF を運営する大手 PF 事業者の「READYFOR 株式会社」は本法3条に対応した取り組みをガイドラインに公表している。

② 取引 DPF 提供者の努力義務（本法第3条）

本法第3条1項では、取引 DPF を利用して行われる通信販売取引の適正化及び紛争解決の促進に資するため、消費者が販売業者等と円滑に連絡することができるようにするための措置（1号）、消費者から苦情の申出を受けた場合の販売条件等の表示の適性を確保するための措置（2号）、販売業者等の特定に資する情報の提供を求める措置やその概要等の開示（3号）についての努力義務を定めている。そして、本法第3条2項では、措置の実施状況等を開示させることにより、消費者が自身でこれを確認することができる⁸⁰⁾。本法第3条については、取引 DPF 提供者に対し、自らが提供する「場」における適正な市場の維持に一定の役割を果たすことを求めるものであると説明されている⁸¹⁾。

また、本法の対象には規模・分野を問わず様々な取引 DPF 提供者が含ま

80) 本法3条3項および同条4項により内閣総理大臣は講ずべき措置および開示の適切かつ有効な実施に資する指針を作成し、公表することとしている（石橋・前掲注71）12頁）。

81) 石橋・前掲注71）12頁、横本＝守屋＝石橋・前掲注71）73頁。

れると考えられており、個別の取引への関与の度合いも異なると説明され、本法第3条1項では、講ずべき措置の大枠を努力義務として規定し、その措置の詳細については各取引 DPF 提供者に委ねるものであると説明されている⁸²⁾。

③ 取引 DPF 提供者の努力義務(本法第3条)に関する PF 事業者の取り組み
寄付型 CF を運営する大手 PF 事業者の「READYFOR 株式会社」は、本法第3条1項に関する取り組みとしてガイドランを公表⁸³⁾しており、主に「実行者との連絡手段の提供」(本法第3条1項1号に対応)、「問い合わせ対応やユーザー間トラブル対応」(本法第3条1項2号に対応)、「実行者の本人確認および連絡先等の確認」(本法第3条1項3号に対応)について CF ウェブサイトで公表している。以下、順に確認することとしたい。

「実行者との連絡手段の提供」(本法第3条1項1号に対応)については、寄付型 CF において寄付金の使途の透明性を確保するとともに、リターンを適正に提供するためには、募集者と寄付者との間のコミュニケーション(募集者からのプロジェクトの終了報告や活動報告も含む)が重要であるとする。そして、PF 事業者は募集者による終了報告およびリターンの提供報告を規約上義務付けており、寄付型 CF の募集者向けにリターンの管理機能を提供しており、募集者と寄付者との連絡手段を確保するため、PF 上にメッセージ機能を提供しているとする。

「問い合わせ対応やユーザー間トラブル対応」(本法第3条1項2号に対応)については、PF 事業者は、問い合わせ窓口を設け、募集者と連絡が取れないなど支援契約をめぐりトラブルが発生した場合には、「ユーザー間トラブルに関するポリシー」に従って募集者に必要な連絡・対応を行うように働きかけるといった対応をとる。また、プロジェクトページ上の記載内容やリターンの提供等を含め、寄付募集に関する問題が発覚した場合についても、

82) 石橋・前掲注71) 12頁。

83) READYFOR 株式会社ガイドライン・前掲注73) (取引デジタルプラットフォーム消費者保護法に関する当社の取り組みについて) 参照。

利用規約に基づく措置を行うことなどを含め、必要な対応を行うとしている。

「実行者の本人確認および連絡先等の確認」（本法3条1項3号に対応）については、PF事業者はプロジェクト申請時に募集者の所在地、名称（個人の場合は氏名、住所）等の情報や連絡先の情報を取得するとともに、所定の基準に則り、本人確認書類の徴求や登録銀行口座の情報を含む各種情報の突合等を通じ本人確認を行っているとする。所定の方法により、募集者が反社会的勢力に該当しないことの確認も行っており、問い合わせ対応等を通じ必要があると判断した場合は、募集者に対し、速やかに追加の情報提供を求めるなどの対応を行うとする。

本法3条に基づいた取引 DPF 提供者の講ずべき措置については、その取引の内容に応じて決定されるべきものであるが、寄付型 CF の PF 事業者である「READYFOR 株式会社」においては主に、募集者の連絡手段の確保（本人確認等も含め）、寄付者・募集者間のトラブルの対応に着目しながら、講ずべき措置を独自の取り組みとして公表しているようである。前述のように PF 事業者はあくまで寄付者と募集者に寄付型 CF の実施のための「場」を提供するのみであり、寄付型 CF における寄付者・募集者間のトラブルについて責任を負わないという立場であるとはいうものの、寄付者・募集者の取引履歴や本人情報等の重要な情報を取り扱っていることもあり、PF の健全性、安全性を維持する上では、極めて重要な立場にあると考えられる。そうした中で、本法第3条は寄付型 CF の運営における PF 事業者の行動指針に深く関わるものであり、健全かつ安全な寄付型 CF の運営のためにも重要な規定であるといえる。

Ⅲ 検討—寄付者、募集者、PF 事業者の法的関係を中心に

これまでみてきたように寄付型 CF には、募集者に寄付を行う寄付者、PF 事業者が提供している PF を利用して寄付金の募集を行う募集者、CF 運営のために PF を提供する PF 事業者の三者が存在する。この三者の関係は、PF 事業者が設定する利用規約に基づき構成され、寄付者と募集者、寄付者

とPF事業者、募集者とPF事業者の3つの関係が想定される。法的関係を考察する上では、これまで確認してきた利用規約は重要な手がかりとなる。以下では、これまで確認してきた利用規約を参考しつつ、三者の法的関係について検討することとしたい。

一 寄付型CFにおける寄付者と募集者

1. 寄付者と募集者の支援契約の成立

寄付型CFは、PF事業者が設ける利用規約に基づき規律され、利用規約においては寄付者と募集者の支援契約という形で表現されていた。支援契約は、寄付者と募集者との間で成立するというものであり、寄付者はPF事業者が運営するPFにおいて支援契約に関する意思表示を募集者に行うことで、寄付者と募集者との間で支援契約が成立すると理解できる⁸⁴⁾。支援契約の成立における申込と承諾の意思表示については、PF事業者の運営するPF上で行われ、PF事業者は寄付者からの意思表示を行う権限を付与された代理人ではなく、寄付者の行う意思表示を募集者に伝達する使者の役割を果たすと考えられる(募集者の意思表示も同様)⁸⁵⁾。

2. 支援契約の法的性質—負担付贈与に着目して

募集者がPF事業者に寄付型CFに関するプロジェクトの申請を行う際、一般的に寄付者に対して寄付金に対するリターンを設定している場合がほとんどであり、寄付者は募集者がプロジェクト上に掲載しているリターンに期待し、寄付を行う場合も少なからずみられる。前述のように、国民生活センターに寄せられているCFに関する相談事例をみると、購入型CFに関するものであるが、「リターンが提供されない」等の相談事例があり、この問題は寄付型CFにおいても共通するものである。それでは寄付者と募集者の支援契約はいかなる法的性質を有し、支援契約におけるリターンは法的に

84) 中田・前掲注36) 29頁(高山・前掲注3) 44頁も参照)。例えば、READYFOR株式会社の利用規約第2条(本CFサービスの概要及び利用)においても、寄付者と募集者が「交流する場や機会を提供するサービス」とある。

85) 中田・前掲注36) 29頁。

どのように解することができるだろうか。以下では、寄付型 CF における、寄付者の募集者に対する無償の金銭的な贈与、募集者の寄付者に対するリターンの提供といった特徴をふまえて、贈与、負担付贈与による構成について検討していきたい⁸⁶⁾。

① 贈与、負担付贈与構成

寄付者は募集者から基本的に対価を受けずに募集者に対して無償で寄付（金銭）が提供されていることから、民法上の贈与（民法549条）にあたると考えられる。さらに、これまで述べてきたように寄付型 CF では募集者がリターンを設定しており、寄付者は募集者から無償で寄付金の提供をするものの、何らかのリターンを受け取ることになる。ここで、寄付者が提供した寄付金とリターンとの間に対価性がないと考えられるのであれば、負担付贈与（民法553条）にあたるとも考えられる。負担付贈与とは、受贈者が一定の給付をする債務を負担する贈与である。通常の贈与が単純な典型的片務かつ無償の契約であるのに対して、負担付贈与は、受贈者が何らかの給付義務を負担している点で、特殊贈与と呼ばれる⁸⁷⁾。負担付贈与における負担は、当然の前提として、贈与の価値を下回らなければならず、負担の価格が贈与の価格

86) 久保田＝稲村・前掲注27) 422-423頁においても、寄付型 CF において、寄付者による対価交付がないことが原則であり、寄付者・募集者間の法律構成は原則として民法条の贈与契約（民法549条）にあたるとするが、寄付型 CF においては、募集者の寄付者に対するリターンが設定されることが一般的であり、そうすると負担付贈与（民法553条）にあたると解されるほうが多いとする。本稿では寄付型 CF において PF 事業者が設定する利用規約に着目し検討しているが、寄付型 CF を信託により構成する見解もみられる（河上・前掲注27）、福士・前掲注27)）。そのほか寄付と信託、公益信託との関連性に関する一連の研究として、金井憲一郎「成年後見制度利用等に係る助成に向けてー公益信託と寄付の活用の観点からの提言」渋谷彰久ほか編『成年後見・民事信託の実践と利用促進』（日本加除出版、2021）499-512頁、同「宇沢弘文の社会的共通資本論と小賀野晶一の法学との接点ー公益信託法の見直しに関する要綱案となるまでの寄付に係る法制審議会の主な議論の観点から」法学新報第129巻10・11号（2023）55-83頁、同「寄付の法的性質をめぐって」信託フォーラム第19号（2023）77-81頁、同「寄付財産の分配についてー公益信託法改正審議過程における運営委員会存置の議論を中心に」大阪経大論集第74巻第4号（2023）29-47頁、同「公益信託法の見直しに関する要綱案第15の2『公益信託の目的の変更』に係る審議過程の検討ー寄付の法的性質を考えるためにー」トラスト未来フォーラム研究叢書（公益財団トラスト未来フォーラム、2024）53-78頁等がある。

と同等またはそれ以上であるときは⁸⁸⁾、もはや贈与本来の加恵行為たる本質を失い、負担付贈与ではないと一般的に説明される⁸⁹⁾。したがって、寄付型CFにおいて寄付者が募集者からリターンを受ける場合、そのリターンの価額と寄付により募集者が受ける利益の価額が問題となり、募集者のリターン(負担)の価額よりも、寄付により募集者が受ける利益の価額が上回らなければならないと考えられる。

しかしながら、近年の議論においては、負担付贈与において、贈与によって受贈者が受ける利益と、受贈者の負う負担の価額との間に当事者にとっての主観的な均衡が欠けていることが前提となるとし、これに対して、贈与者の財産権移転義務と受贈者の負担の間に、当事者の主観において対価的均衡が存在する場合には、それは贈与ではなく、受贈者の負担が金銭の支払であれば売買、財産権の移転であれば交換、役務の提供であれば、その役務の内容・性質によって性質決定されるという見解がみられる⁹⁰⁾。そして、贈与によって受贈者が受ける利益の価額と受贈者の負う負担の価額との間に対価的均衡が存在しないことは、当事者の主観を基準として判断されるので、客観的な価額において、負担が贈与を下回るかどうかが決定的な基準となるわけではないとし、客観的にみて受贈者の受ける利益が負担を下回っている場合であっても、それによりただちに負担付贈与であることが否定されるものではないという見解もみられる⁹¹⁾。こうした見解に依拠し、寄付型CFにおいてリターンの価額と募集者が寄付により受ける利益の価額については、当事

87) 我妻栄『債権各論中巻Ⅰ』(岩波書店、1957) 233-234頁、倉田彪士「負担付贈与・混合贈与・報酬の贈与」契約法大系刊行委員会編『契約法大系Ⅱ贈与・売買』(有斐閣、1962) 34-35頁、永田菊四郎『新民法要義第三巻下 債権各論』(テイハン、1978) 103頁、柚木馨＝高木多喜男編『新版注釈民法(14) 債権(5)』(有斐閣、1993) 57-68頁(柚木馨・松川正毅執筆担当部分)等。負担付贈与に関する説明について、拙稿「贈与と寄付について－日本民法典立法過程を中心に－」西南学院大学法学論集第56巻3号(2023) 54-60頁も参照。

88) 柚木＝高木編・前掲注87) 62頁(柚木馨・松川正毅執筆担当部分)。拙稿・前掲注87) 57頁参照。

89) 倉田・前掲注87) 36頁、柚木＝高木編・前掲注87) 62頁(柚木馨・松川正毅執筆担当部分)。拙稿・前掲注87) 57頁参照。

90) 民法(債権法)改正検討委員会編『詳解・債権法改正の基本方針Ⅳ各種の契約(1)』(商事法務、2010) 213-214頁。拙稿・前掲注87) 57頁参照。

者の主観によって決することも可能であると解することができれば、仮に客観的にみて募集者の受ける利益の価額が負担の価額を下回っていたとしても、負担付贈与としての性質を失わないと考えることができるであろう⁹²⁾。

② 負担付贈与における負担の内容と支援契約における募集者の義務

募集者は寄付型 CF において寄付者からの寄付に対して、寄付者にリターンを提供する必要があるが、そもそも PF 上で掲載しているプロジェクトの実施も必要となるので、募集者は寄付金を受けてからプロジェクトを実行し、その上でリターンを寄付者に提供する必要があるといえる。寄付型 CF における寄付者と募集者の支援契約を負担付贈与として性質決定するのであれば、募集者のリターンの提供に加えて、プロジェクトの実施までも負担付贈与における負担の内容と解する必要がある。負担付贈与における負担の内容については、従来、負担によって贈与者自身が負担の利益を受けることが一般的であるといわれている⁹³⁾。そして、近年の議論に目を向けると、負担付贈与

91) 民法（債権法）改正検討委員会編・前掲注90）213-214頁。さらに永田博士は、贈与は無償で財産を与えることを目的とする契約であるが、無償とは、対価のないこと、即ち、受贈者から対価足るべき財産的利益を受けることなく、財産的利益を与えることとした上で、対価たるや否やは当事者の意思により決すべきであって、客観的に決すべきではなく、且つ、負担は対価ではないとする（永田・前掲注87）99頁）。拙稿・前掲注87）57頁参照。

92) さらに近年、寄付型 CF における募集者からのリターンには様々なものがあり、「お礼」を超えた対価性を有するリターンと考えられるものも増えていることから、寄付者から提供される寄付金と募集者から提供されるリターンとの間に対価性があるか否かの判断は重要であると考えられる。論者によっては、寄付型 CF においてもリターンが対価性を有するような豪華なものである等の事実上購入型 CF と解されるような場合には購入型 CF として扱い、特定商取引法等の法的規制をかけるべきとする見解（久保田＝稲村・前掲注27）423-425頁）や、寄付者がリターンを期待して寄付を行っている場合には約款などにより形式的には無償の資金提供と定められている場合であっても、寄付型 CF ではなく購入型 CF として法的規制の適用関係を整理すべきであるとする見解もみられる（有吉・前掲注3）23-24頁）。仮に、寄付者と募集者との間の寄付型 CF に対価性があり、売買契約や役務提供契約として性質決定されるのであれば、購入型 CF として特定商取引法等の特別法による法的規制も及ぶことになるが、贈与ないし負担付贈与と性質決定された寄付型 CF には政治活動に関して寄付を行う場合に政治資金規正法の規制が適用されるように、寄付（贈与）をすることについて特別な規制が適用される場面を除き、寄付型 CF に特別法等の法的規制は適用されないと考えられている（有吉・前掲注3）23頁。中田邦博「デジタルプラットフォーム取引と消費者保護」法学セミナー827号（2023）10頁も参照）。

の内容については、負担が贈与者の債務と対価関係ないことを表す意味で、受贈者の債務を「負担」と表現することとし、負担の内容を広く解することを前提としているようである⁹⁴⁾。さらに、負担付贈与において受贈者に贈与目的物の使用制限を負担の内容とすることについても否定的な見解は見られていない⁹⁵⁾。したがって、募集者に対して寄付金をプロジェクトの実施のために使用するというような寄付金の使用制限を課すことや、リターンを設定すること、プロジェクトの進捗状況について報告すること等を負担付贈与における負担の内容として解することができると考えられる。

以上をふまえると、PF事業者が運営するPF上で寄付者と募集者との間で支援契約が成立した場合、それは負担付贈与としての性質を有し、寄付者には募集者に対して寄付金の支払義務が生じ、募集者は、自身が申請したプロジェクトの内容に従いプロジェクトを実行し、プロジェクト実行のために寄付金を使用しなければならず(寄付金のプロジェクトの目的に従った使用義務)、リターンを寄付者に対して提供する義務やプロジェクトの進捗状況等について寄付者に報告する義務が生じると考えられる。

二 寄付型CFにおける寄付者とPF事業者の利用契約

利用規約によれば、寄付者が寄付型CFに参加する際、PF事業者は寄付者と募集者との間で締結される支援契約の当事者ではなく、募集者のプロジェクトの実現やリターンの提供に関する義務等は負っておらず、支援契約に関する法的責任も負わない立場にあるとわかる。本稿で参考にしてきたPF事業者(「READYFOR株式会社」)は、寄付型CFの運営に際して、事前に募集者の適格性、資金使途の適格性、活動の適法性等の審査を行い、独自にガイドラインを設けて公正かつ円滑な寄付型CFの実行の場を提供するとしながらも、寄付者とPF事業者との間の利用規約には寄付者に関する免責条項が多くみら

93) 柚木＝高木編・前掲注87) 63頁(柚木馨・松川正毅執筆担当部分)。拙稿・前掲注87) 59頁参照。

94) 民法(債権法)改正検討委員会編・前掲注90) 214-215頁。拙稿・前掲注87) 60頁参照。

95) 民法(債権法)改正検討委員会編・前掲注90) 214-215頁。拙稿・前掲注87) 60頁参照。

れ、免責条項の内容は寄付者と募集者との間の支援契約の内容全般に及んでいる⁹⁶⁾。こうした理解は、契約の相対効を前提とし、寄付者と募集者との間の支援契約は、寄付者とPF事業者との間の利用契約とは別個のものであり、支援契約の契約主体ではないPF事業者は、この支援契約の履行に関する責任は負わないという法形式を重視した立場であると考えられる⁹⁷⁾。

それでは、寄付者とPF事業者との間の利用契約はいかなる内容を有するのだろうか。利用契約における寄付者の目的は、PF事業者の提供するサービスを利用し、募集者に関する必要な情報を取得した上で寄付先を選択することにあるが、それに対して、PF事業者は寄付者にPF上のサービスを利用させ、寄付者と募集者が寄付型CFを通して交流する「場」や「機会」の提供を行わなければならない。つまり、PF事業者は寄付者と募集者との間の支援契約の当事者ではないことから、PF事業者は利用契約に基づいて仲介者として、中立的な立場となり、寄付者と募集者の支援契約の締結に向けての「場」を提供し、寄付者との間では支援契約を成立させることを促進する債務を負うにすぎないと考えられる⁹⁸⁾。支援契約を成立させることを促進する債務の具体的内容は、寄付者にPF事業者の運営するPF上の寄付型CFに関するサービスを提供する義務⁹⁹⁾や、募集者に関する情報提供義務等が考えられる。さらに近年、PF事業者（本稿で参考の株式会社「READYFOR株式会社」）の中には、「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律（令和三年法律第三十二号）」第3条1項の努力義務に関する取り組みとして独自にガイドラインを公表していることもあり¹⁰⁰⁾、寄付者と募集者との間の寄付型CFの実施について何らかのトラブルが生じ

96) 久保田＝稲村・前掲注27) 424頁。

97) 中田・前掲注36) 30頁。そのほか、中田邦博「デジタル・プラットフォーム取引の法的構造と消費者保護」消費者法研究第10号（2021）63-65頁、三枝健治「民法・消費者法における契約責任の現代的課題－取引の情報化を受けて」NBL1199号（2021）46-47頁も参照。

98) 中田・前掲注36) 29頁。寄付者は寄付型CFを行う際、支援システム利用手数料をPF事業者に支払う義務が生じると考えられる。

99) 主に、寄付者に契約当事者をマッチングさせるという義務（それぞれの契約当事者に潜在的な契約の相手方を示して、その選択可能性を与える）が考えられる（中田・前掲注36) 30頁）。

た場合、PF事業者は利用規約上、そのトラブルに関して責任を負わない立場にあるものの、取引状況に応じて必要な措置を取る必要があり、寄付者に対しては募集者の連絡手段の提供義務や、募集者の本人確認及び連絡先等の確認義務等も生じると考えられる。

三 寄付型 CF における募集者と PF 事業者の利用契約

募集者と PF 事業者は PF 事業者が設けた利用規約に基づき、寄付型 CF のサービス¹⁰¹⁾ に関する利用契約を締結することとなるが、寄付型 CF が成立した場合、募集者には PF 事業者に対する CF 実施手数料の支払義務に加えて、プロジェクトページの内容に従ったプロジェクトの実行義務や寄付金の使用義務、寄付者に対するリターンの提供義務等が課せられていることがわかる。そして、募集者がプロジェクトページの内容に従い、プロジェクトの実行や寄付金を使用しない場合は、募集者は PF 事業者に対して報告義務ならびに誠実協議義務を負うこととなっている。さらに、利用規約によれば、プロジェクトの経過に関する報告義務や寄付金の使途に関する説明義務も募集者に課されていることがわかる。

いずれの義務は、利用規約上、募集者が PF 事業者に対して負う義務であるとみることができるが、プロジェクトの実行や寄付金の使用等に関する義務等は、寄付者に対して募集者が負う義務と同様であると考えられる。また、寄付者と募集者との間の支援契約においてトラブルがあった場合、募集者は PF 事業者に対して報告義務や誠実協議義務に基づきトラブルの処理へ向けて対応する必要があるが、こうした義務は、PF 事業者が公正かつ円滑な寄付型 CF の運営を目的とし寄付者と募集者との関係を構築するため、あるいは寄付者と募集者が寄付を通して交流する「場」や「機会」の維持・管理のために募集者に課せられている義務であるようである。

一方で、PF 事業者が募集者に対して負う義務は、PF 事業者が寄付者に

100) 本稿Ⅱ 3.2.(5)を参照。

101) 主に寄付募集の際のプロジェクトページの作成や PF への掲載、寄付型 CF 終了後の寄付金の譲渡等。本稿Ⅱ一、三1.を参照。

対して負う義務と同様に、自身が運営する PF 上において寄付者と募集者間での支援契約の締結に向けての「場」を提供し、寄付者との間では支援契約を成立させることを促進する債務を負うにすぎないと考えられる¹⁰²⁾。具体的な内容としては、PF 事業者は PF 上の寄付型 CF のサービス全般¹⁰³⁾を募集者に利用させる義務であると考えられる。そして、前述のように PF 事業者が寄付者と募集者との間の支援契約の契約当事者ではなく、支援契約に起因するトラブルに関する法的責任は負わないという立場にあり、あくまで PF 事業者は募集者との間の利用契約に基づいて、寄付型 CF の実施へ向けて寄付者と募集者をマッチングさせる義務を負うのみで支援契約の締結自体やその履行には関与するものではない¹⁰⁴⁾。

Ⅳ おわりに

一 本稿のまとめ

これまで本稿では、寄付型 CF の構造を把握した上で、寄付者・募集者、寄付者・PF 事業者、募集者・PF 事業者のそれぞれの関係はどのように法的に構成されるのか、といった問題意識の下、寄付者、募集者、PF 事業者の三者の契約関係の分析を行いながら、寄付型 CF の法的構成について検討してきた。本稿では主に PF 事業者が設ける利用規約に着目しながら、寄付型 CF における寄付者と募集者の支援契約、寄付者と PF 事業者の利用契約、募集者と PF 事業者の利用契約について検討を行った。特に、本稿では、寄付型 CF は PF 事業者の提供する PF に強く依存するものの、寄付者と募集者のみで支援契約が成立し、当該支援契約は、寄付者の募集者に対する無償の金銭的な贈与、募集者の寄付者に対するリターンの提供といった特徴を有することから、負担付贈与として法的に構成されるとした。

そして、PF 事業者は、自身が設けるガイドライン等において、寄付型

102) 中田・前掲注36) 29頁。

103) 本稿Ⅱ一、三1.を参照。

104) 中田・前掲注36) 30頁。

CF の実施に関する重要な役割を担うことを自覚しつつも、寄付者、募集者の双方に対して負う中核的な債務は、寄付者と募集者の支援契約の締結に向けての「場」を提供し、寄付者と募集者の支援契約を成立させることを促進する債務であり、寄付型 CF の実施に関する履行責任等は負わない立場にあることがわかった¹⁰⁵⁾。こうした立場には、寄付者と募集者の支援契約、寄付者と PF 事業者の利用契約、募集者と PF 事業者の利用契約はそれぞれ個別的なものであることから、互いに影響を与えるものではなく、あくまで PF 事業者が負担する債務は利用規約に基づくものに限定されるという考えが強く表れているようである¹⁰⁶⁾。今後の検討課題としては、例えば、以下で述べるように、寄付型 CF において寄付者と募集者との間の支援契約が起因となってトラブルが生じた場合、PF 事業者は支援契約の契約主体ではないことのみを理由に法的責任を負わないという主張が正当化されるか否か、どのような根拠に基づき法的責任を肯定することができるか、といった寄付型 CF における PF 事業者の民事責任について検討する必要があるように思われる¹⁰⁷⁾。

二 今後の課題—寄付型 CF における PF 事業者の民事責任について

本稿の最後に、今後の検討課題として寄付型 CF における PF 事業者の民事責任について述べることにしたい。前述のとおり、寄付者と募集者の支援契約、寄付者と PF 事業者の利用契約、募集者と PF 事業者の利用契約はいずれも PF 事業者が設ける利用規約に依拠して形成されている。特に、利用規約によれば、寄付者と募集者との間の支援契約に関し、PF 事業者は契約

105) 中田・前掲注36) 30頁、三枝・前掲注97) 46-47頁。加えて、支援契約において何らかのトラブルが生じた場合、寄付者に対しては、募集者に関する情報提供義務（募集者の本人確認や連絡先の確認、連絡手段の提供等）を負うと考えられる（本稿Ⅱ3.2.(5)、本稿Ⅲ2を参照）。

106) 中田・前掲注36) 30頁。

107) 例えば、PF 事業者は募集者からの寄付型 CF の利用申請につき、審査（資金使途の適格性、募集者の活動に関する適法性の判断）を行なっていることもあり、その審査の不備により寄付者と募集者との間の支援契約に何らかのトラブルが生じた場合、利用規約上、PF 事業者は一切法的責任を負わないと主張することができるだろう。

当事者としての立場を有しておらず、支援契約に起因するトラブルについて法的責任を負わないという立場にある。PF 事業者は、寄付型 CF を利用するに際して寄付者と募集者に交流する場や機会を提供しているにすぎず、寄付者と募集者との間の支援契約の契約当事者ではないので支援契約に起因する損害等については責任を負うことはないのである¹⁰⁸⁾。前述したように、契約の相対効により、寄付者と募集者の支援契約、寄付者と PF 事業者の利用契約、募集者と PF 事業者の利用契約は個別的なものであり、互いに影響を与えるものではなく、あくまで PF 事業者が負担する債務は利用規約に基づくものに限定されるという考え方はあり得よう¹⁰⁹⁾。

しかしながら、寄付型 CF サービスを提供する PF 事業者は、募集者の適格性（資金使途含め）・活動の適法性等を厳格に審査しており、単なる「場の提供者」としての役割だけではなく、「場の安全性」に関する役割を担っているといえる¹¹⁰⁾。さらに寄付型 CF は、PF 事業者の介在によってはじめてその成立が可能となり、PF 事業者が提供するシステムに依存している。すなわち、寄付者や募集者は PF 事業者が設ける利用規約に同意¹¹¹⁾ し、寄

108) 鹿野菜穂子「デジタル市場の健全な発展とプラットフォームに関する消費者関連ルールの形成」現代消費者法48号（2020）11頁、森亮二「プラットフォームの法的責任と法規制の全体像」ジュリスト1545号（2020）14頁、中田・前掲注36）29頁、三枝・前掲注97）46-47頁。例えば、寄付型 CF における募集者のプロジェクトの実行や募集者からのリターンの提供について、遅延や不履行があった場合、PF 事業者にはその責任は生じないと考えられる。

109) 仮に、PF 事業者に損害回避義務があるとして、PF 上の取引について一般的な監視義務を負わせることについては、莫大な数の取引が PF 上で成立しており、それらを全て監視することはコスト面からも不可能であり、一般的な監視義務を PF 事業者を負わせることは、PF に大量の情報を集積できるメリットを減殺するリスクの方が高いという批判もある（藤原総一郎＝殿村桂司＝宇治佑星「シェアリングエコノミーにおけるプラットフォーム規制（下）」NBL1073号（2016）56-57頁、千葉・前掲注29）101頁、中田・前掲注36）30頁）。

110) 鹿野・前掲注108）11頁。寄付型 CF の取引の安全性に関する PF 事業者の役割、取り組みについては本稿Ⅱ三を参照。

111) 利用規約に対する「同意」について、長谷川貞之「デジタルプラットフォーム事業者の法的地位と契約上の責任」日本法第87巻第2号（2021）471頁では、PF 事業者は、PF の開設により利用規則を定め、これに合意する出品者や消費者に PF を介した取引の参加を許諾しており、これは合意事項に対する全員の同意を意味するものであるから、PF の取引参加者の全員および PF 事業者との間には契約上の債権債務が生じるとする（同意理論による契約関係の規律）。

付者による募集者への寄付や募集者のプロジェクトの実行や募集者からのリターンを目的として行われる支援契約の締結はPF上でのみ可能となるのであって、PF事業者は寄付者と募集者との間の支援契約の締結に関し、主導的な立場にあるのである¹¹²⁾。こうした立場を考慮すると、寄付型CFにおけるPF事業者は単なる「場の提供者」であり、寄付者と募集者間、募集者とPF事業者間、寄付者とPF事業者間のそれぞれの契約が別個の契約であるとの主張や、利用規約により一切の法的責任を負わないとする考え方を正当化することは難しいと考えられる¹¹³⁾。

それでは、寄付者と募集者との間の支援契約に起因する民事責任について、いかなる根拠に基づきPF事業者にその責任を基礎づけることができるのだろうか。この点、近年、デジタルプラットフォームの急速な発展に伴い、デジタルプラットフォームをめぐる法的問題についても数多く指摘されるようになり、私法上の問題については、PFの法的構造やPF事業者の民事責任等について多くの研究が公表されている¹¹⁴⁾。例えば、PF事業者の民事責任については、学説では、PF上の取引におけるPF事業者の第三者性を克服し、PF事業者のシステム提供者としてその責任を認める見解¹¹⁵⁾や、デジタル

112) 中田・前掲注36) 31頁、千葉・前掲注29) 110頁。

113) 中田・前掲注36) 30頁。例えば、寄付型CFに関しては、PF事業者は寄付者と募集者が安全かつ円滑にPFを利用することができるよう安全な取引環境を整備する必要があると思われる(本稿のⅡ三を参照)。そして、寄付型CFにおいてPF事業者が主導的な立場にあること、寄付型CFの実施に際し、「場の安全性」を整備・維持する役割を担っていること等を考慮するならば、PF事業者には寄付型CFのPFの適切な管理・運営等の義務を負っていると考えられる(高山・前掲注3) 47頁も参照。PF事業者の義務・責任構成については下記の脚注115) 116) の諸論文を参考)。

114) 近年の包括的な研究として、2023年度日本私法学会シンポジウム資料「デジタル社会の進展と民事法のデザイン」NBL1248号(2023) 4-59頁、日本私法学会誌「私法」第84号4-52頁を参照。

115) 磯村保「インターネット・オークション取引をめぐる契約法上の諸問題」民商法雑誌133巻4-5号(2006) 697-702頁。そのほか、金山直樹『現代における契約給付』(有斐閣、2013) 176-182頁、森田修「みずほ証券対東証事件控訴審判決を読むー『市場管理者』の責任と過失相殺・重過失」NBL1025号(2014) 14-23頁、窪幸治「インターネットショッピング運営者の法的責任ー取引環境整備義務についてー」総合政策第16巻第2号(2015) 223-236頁、齋藤雅弘「通信販売仲介者(プラットフォーム運営事業者)の法的規律に係る日本法の現状と課題」消費者法研究第4号(2017) 145-150頁、中田・前掲注97) 66-70頁等を参照。学説の整理については、芦野・前掲注71) 53-59頁、鄒・前掲注71) 63-68頁を参考にしてはいる。

プラットフォームの取引構造やPF事業者の役割等を詳細に分析し、その上でPF事業者の利用契約における民事責任を考察する見解¹¹⁶⁾等があり、その法的構成は多岐に渡っている¹¹⁷⁾。

裁判例においても、オークションサイトで詐欺にあった多数の被害者が、オークション事業者に対して損害賠償を求めた「ヤフーオークション事件」では、オークション事業者に対して信義則上の付随義務として「利用者に対して、欠陥のないシステムを構築して本件サービスを提供すべき」義務があることを認めている¹¹⁸⁾。その義務の具体的内容については、「サービス提供当時におけるインターネットオークションを巡る社会情勢、関連法規、システムの技術水準、システムの構築及び維持管理に要する費用、システム導入による結果、システム利用者の利便性等を総合考慮して判断されるべき」とし、「利用者が詐欺等の被害に遭わないように、犯罪的行為の内容・手口や件数等を踏まえ、利用者に対して、時宜に即して、相応の注意喚起の措置を

116) 千葉・前掲注29) 85-110頁。そのほか、鹿野・前掲注108) 11-13頁、中田・前掲注36) 30-34頁も参照。学説の整理については、芦野・前掲注71) 53-59頁、鄺・前掲注71) 63-68頁を参考している。

117) そのほか、PF事業者、販売業者等及び消費者という三者が事前に確定された「合意事項」に基づき、PFを利用するという1つの契約が成立しているとみる見解もみられる（後藤巻則「人と消費者」消費者法研究9号（2021）38-39頁、同・前掲注71) 47-48頁。長谷川・前掲注111) 469-474頁等を参照）。学説の整理については、芦野・前掲注71) 53-59頁、鄺・前掲注71) 63-68頁を参考している。

118) 名古屋地判平成20年3月28日判時2029号（2009）89-100頁（控訴審判決は名古屋高判平成20年11月11日裁判所ウェブサイト URL: https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/035/037035_hanrei.pdf、最終閲覧日2025年1月10日）、森亮二「プラットフォームの法律問題」NBL1087号（2016）6頁、鹿野菜穂子「デジタル・プラットフォームに関する消費者保護ルール（上）」消費者法研究第8号（2020）10-11頁、窪・前掲注115) 228頁、齋藤・前掲注115) 134-136頁等を参照。判例評釈として、久保田隆「オークションにおける『場の提供者』の法的責任」判例評論607号（判例時報2045号）（2009）152-157頁、藤原宏高「インターネットオークションに関する法的考察——オークションサイト運営者の利用者に対する注意義務名古屋地判平成20・3・28（ヤフーオークション集団訴訟判決）」NBL883号（2008）26-34頁等を参照。控訴審判決については、花田容祐「『ヤフーオークション』損害賠償請求事件（詐欺被害者による集団訴訟）の検討」NBL931号（2010）49-57頁、池田秀敏「インターネット・オークションにおける諸問題—名古屋高等裁判所平成20年11月11日〔控訴審〕判決—」信州大学法学論集第13号（2009）197-222頁、松本博「インターネットオークションにおけるサイト運営者の責任」久留米大学法学第64号（2010）77-101頁、北原和起「デジタルプラットフォーム（DPF）取引の取引構造とプラットフォームの責任—序論—」明治大学大学院法学研究論集第61号（2024）121-125頁等を参照。

とるべき義務」を認めている¹¹⁹⁾。「ヤフーオークション事件」では、利用規約上、オークション事業者は取引の機会を提供するに過ぎない旨の規定があったとしても、オークション事業者には一定の安全な取引環境を整備・提供することが求められており¹²⁰⁾、取引に入る利用者に対して詐欺被害防止等の注意喚起義務を認めるものであるが、PF事業者の民事責任を検討する上で参考になると思われる。

上記の議論は、主にオンラインショッピングモール、インターネットオークション等の有償取引を素材として検討がなされているが、寄付型CFにおいても寄付者、募集者、PF事業者の三者の当事者性や、取引形態(PF事業者の設ける利用規約に依存)、利用規約におけるPF事業者の免責条項の存在等から複数の共通点があり、寄付型CFにおけるPF事業者の民事責任を検討する上で有益な示唆を得ることができると考えられる。本稿では、近年のPF事業者の民事責任に関する議論状況を簡単に紹介するに留まったが、今後は、PFビジネスの現状を把握した上で、PF概念や特別法による規制、PF事業者の民事責任に関する議論状況等を詳細に整理・分析した上で寄付型CFにおけるPF事業者の民事責任について検討していきたい。

*本研究はJSPS 科研費22K13312の助成を受けたものである。

119) 窪・前掲注115) 228頁、森・前掲注118) 6頁、久保田・前掲注118) 156頁、藤原・前掲注118) 28頁、花田・前掲注118) 52頁、池田・前掲注118) 213-215頁、松本・前掲注118) 60頁等を参照。

120) 森・前掲注118) 7頁。芦野・前掲注71) 60-62頁、窪・前掲注115) 229頁、234頁等も参照。